

## 公職選挙法の一部を改正する法律

(平成一四年一二月一三日法律第一四九号)

一、提案理由(平成一四年一二月一三日・衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

片山国務大臣 公職選挙法の一部を改正する法律案及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、市町村の廃置分合に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する住所要件について特例を定めるとともに、市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の期日の告示の前に掲示された政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターについて、他の選挙と同様の規制を行うとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する三カ月の住所要件について、廃置分合により消滅した市町村に住所を有した期間を通算することといたしております。

第二に、市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙について、当該選挙の期日の告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、他の選挙と同様、当該ポスターにその氏名等を記載された者が候補者となったときには、その日のうちに当該ポスターを撤去しなければならないものとする事といたしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとし、この法律による改正後の公職選挙法の規定に基づく政治活動用ポスターの規制については、施行日以後その期日を告示される選挙について適用することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

……………(略)……………

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告(平成一四年一二月一四日)

高橋一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、市町村の廃置分合に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する住所要件について特例を定めるとともに、市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び

長の選挙において、その選挙の期日の告示の前に掲示された政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターについて、他の選挙と同様の規制を行おうとするものであります。

……………（略）……………

両法律案は、去る十一月七日本委員会に付託され、昨十三日片山総務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。公職選挙法の一部を改正する法律案は、討論の後、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告（平成一四年一二月六日）

沓掛哲男君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する住所要件について、廃置分合により消滅した市町村に住所を有した期間を通算するとともに、市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の期日の告示の前に掲示された政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターについて、他の選挙と同様の規制を行おうとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、地方選挙の期日を統一する意義、政治活動用ポスターの規制の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、公職選挙法一部改正案に対し、日本共産党を代表して池田幹幸理事より反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、公職選挙法一部改正案は多数をもって、また、統一地方選挙特例法案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。